

令和7年度乙訓福祉施設事務組合職員採用試験 実施要項(令和8年4月採用)

1. 募集職種、職務内容、採用予定数・採用予定日

申込期間	令和8年1月5日(月)～1月30日(金)午後5時 ※土日祝除く
職種	指導員・相談員職
申込方法	レターパックプラス・簡易書留郵便・直接持参
第1次試験	<p>①令和8年1月6日(火)～2月5日(木)</p> <p style="text-align: center;">SPI-3試験(基礎能力検査、性格検査)</p> <p>上記の期間内に SPI-3試験を受験できなかった場合は、②第1次試験(作文・面接)の受験はできません。</p> <p><場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ○性格検査: 自宅で受験 ○基礎能力検査: 受験会場のテストセンター <p>②令和8年2月8日(日)午前9時30分から</p> <p style="text-align: center;">作文試験・面接試験</p> <p><場所> 乙訓福祉施設事務組合</p> <p>※口述試験(面接)については、試験当日に、面接方法、時間等の詳細をお知らせします。(午後3時頃までの時間で面接を行う予定としております。)</p> <p>なお、時間等の変更はできませんのでご了承ください。</p>
第2次試験	<p>令和8年2月22日(日)</p> <p style="text-align: center;">個別面接試験</p> <p><場所> 乙訓福祉施設事務組合</p>

募集職種	主な職務内容		採用予定数	採用予定日
指導員	組合の運営する通所施設の利用児・者支援・指導業務	※採用後の人事異動に伴い、希望した職種以外の職種に異動する場合があります。	若干名	令和8年4月1日
相談員	・障がい児・者相談支援業務 ・基幹相談支援センターに係る業務			

2. 年齢要件

昭和60年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方で、次の3.資格要件に記載する要件を満たす方

3. 資格要件

ア 指導員職

上記2の年齢要件を満たす方で、次の①～⑤のいずれかの要件に該当する方

- ① 学校教育法による大学(大学院含む)、短期大学、専門学校において福祉・心理・教育・保育に関連する学科を専攻した方(令和8年3月卒業見込みの方を含む)
- ② 申込日現在において、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師、保育士、看護師のいずれかの資格を有する方
- ③ 障がい児・者施設での勤務経験が申込日現在において3年以上ある方
- ④ 特別支援学校での勤務経験が申込日現在において3年以上ある方
- ⑤ 相談支援専門員として従事できる方

イ 相談員職

上記2の年齢要件を満たす方で、相談支援専門員として従事できる方

注1 ③④において、「勤務経験が3年以上」とは、当該施設等において、常勤またはフルタイム相当の非常勤として勤務した期間が該当し、複数の施設での勤務は通算することができます。ただし、勤務経験の証明書類として、勤務先での「勤務証明書」又は、その他勤務を証明できるもの（「給与明細」・「健康保険証」等）の提出を要件とします。

注2 ④において、「特別支援学校での勤務経験」とは、「視覚障害児」「聴覚障害児」「知的障害児」「肢体不自由児」「病弱児」に対する特別支援学校において、教諭、実習助手、養護教諭、寄宿舎指導員として勤務していた経験を指しています。

注3 「相談支援専門員として従事できる方」とは、実務経験（施設等において相談支援業務に5年以上従事等）と「相談支援従事者初任者研修修了」の要件をいずれも満たす必要があります。また、相談支援専門員の資格維持には、初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度として、以降5年度ごとの末日までに相談支援従事者現任研修の受講が必要です。

4. 受験資格にかかる注意事項

地方公務員法第16条の各号に規定されている次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 乙訓福祉施設事務組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5. 職員採用試験申込書・受験票の入手方法

(1) 乙訓福祉施設事務組合で直接入手する場合

申込受付期間中に総務課で配布しています。（土日祝を除く 午前9時から午後5時まで）

(2) インターネットから入手する場合

受付期間中に乙訓福祉施設事務組合のホームページ(<https://www.otsufuku.com/>)からダウンロードできます。A4サイズにて印刷してご利用ください。

6. 試験申込方法

(1)提出方法	<p>①簡易書留郵便・レターパック<u>プラス</u></p> <p>普通郵便・レターパック<u>ライト</u>は不可とし、指定以外の方法で送付された場合は、<u>不受理</u>として受付できませんのでご注意ください。</p> <p>(宛先)〒617-0813 京都府長岡京市井ノ内西ノ口17番地の8 「乙訓福祉施設事務組合 総務課 採用試験担当」あて</p> <p>② 直接持参 ※代理の方による提出可 乙訓福祉施設事務組合総務課までお越しください。</p>
(2)受付期間	<p>① 簡易書留郵便・レターパック<u>プラス</u>の場合 令和8年1月5日(月)～1月30日(金)午後5時までの到着分 ※土日祝は郵送による受付はできません。</p> <p>② 持参の場合 令和8年1月5日(月)～1月30日(金) ※土日祝を除く 午前9時から午後5時まで</p>
(3)受付場所	<p>乙訓福祉施設事務組合 総務課 (乙訓ポニーの学校の2階となります。) 〒617-0813 京都府長岡京市井ノ内西ノ口17番地の8 TEL 075-954-6507(総務課)</p>
(4)受付後	<p>①「メール送付」について 受付後、受験者の申込書記載のメールアドレス宛にSPI3受験案内メールを、令和8年2月2日(月)までに受験案内専用メールアドレス[noreply_tc@arorua.net]から送信いたします。 2月3日(火)午後5時までにメールが届かない場合は、総務課までご連絡ください。</p> <p>②「受験票送付」について ※郵送申込の場合に限る 受付後、受験票を令和8年2月2日(月)までに普通郵便で発送します。 2月5日(木)までに受験票が届かない場合は、総務課までご連絡ください。</p>

7. 提出書類

受験申込書については10ページに「記入例」を掲載しておりますので、記入時の参考にしていただき、不備のないように充分確認を行ってから提出してください。

提出物	注意事項
<p>ア 職員採用試験申込書(写真貼付のうえ)…… 1枚 本組合所定のものに必要事項を記入のうえ、指定の写真(裏面に氏名記入)を貼ったもの。</p> <p>イ 受験票(写真貼付のうえ)……1枚 本組合所定のものに必要事項を記入のうえ、指定の写真(裏面に氏名記入)を貼ったもの。</p> <p>ウ ※郵送申し込みをされる場合のみ必要 返信用の封筒……1枚 (長形3号(市販)の封筒に、申込書に記載した現住所もしくは連絡先、氏名を記入し、切手110円を貼付し、必ず同封してください。後日、受付後の受験票を返送します。</p>	<p>※受験票右欄のチェックリストに必ず☑し、ご確認のうえご提出ください。</p>
<p>エ 【学科専攻を受験資格とする方のみ提出】 最終学校の卒業(見込)・成績証明書(原本)……1通</p> <p>オ 【資格を受験資格とする方のみ提出】 資格証明書・免許の写し…… 1通</p> <p>【資格(相談支援専門員)を受験資格とする方】 「相談支援従事者初任者研修修了証」の写し(6日間コース・演習コース※取得都道府県で日数等が若干異なります。) もしくは 「相談支援従事者現任研修修了証」の写し</p> <p>カ 【勤務経験を受験資格とする方のみ提出】 勤務を証明する書類 ……1通</p>	<p>※エ～カの証明書等に旧姓が記載されている場合は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある「戸籍抄本」等の原本をあわせて提出してください。</p>

8. その他注意事項

- (1) 免許・資格取得証明等は写しを送付してください。申込みで免許の原本は絶対に送付しないでください。また、送付中の、破損、紛失等があっても、本組合は一切責任を負いません。
- (2) 理由を問わず、以下の①～③の場合において申し込み不受理となっても、本組合は責任を負いません。
 - ① 「簡易書留郵便」・「レターパックプラス」以外の方法(普通郵便等)で送付された場合
 - ② 申込書等内容の書類不備
 - ③ 受付期間内に不到達(受付最終日の午後5時以降に到着した場合は不受理とします。)

9. 第1次試験について

(1) SPI3テスト(基礎能力検査、性格検査)

- ① 受験期間 令和8年1月6日(火)から2月5日(木)まで
- ② 会場
 - ・性格検査 : 自宅にて受験
 - ・基礎能力検査: 受験会場のテストセンターを予約して受験

③ 受付後について

受付後、受験者の申込書記載のメールアドレス宛にSPI3受験案内専用メールを令和8年2月2日(月)までに送付します。2月3日(火)午後5時までにメールが届かない場合は、乙訓福祉施設事務組合総務課までお問い合わせください。

※SPI3受験案内メールは、受験案内専用メール[noreply_tc@arorua.net]から送信されます。

※ご利用のメールソフトによっては、受験案内メールが「迷惑メールフォルダ」に振り分けられている場合があります。お問い合わせの際は、事前に迷惑メールフォルダを必ずご確認ください。

④ メール受信後の手続き

案内メールの URL・受検 ID にて、テストセンターの受検手続きを行うページにログインし、希望の日時・会場を予約し、予約した日時・会場にて SPI3 受験してください。

※ 上記の期間内にSPI3試験を受験できなかった場合は、第1次試験(作文・面接)は受験できません。

(2) 作文試験・面接試験

- ① 日時 令和8年2月8日(日)午前9時30分から
- ※1 遅刻者は、交通機関の遅延等のやむを得ない事情で、事前連絡があった場合のみ、試験開始時刻から10分後までの入室を認めます。
- ※2 いかなる理由(天候、交通機関の乱れ、傷病など)があろうと欠席の場合の代替措置はありません。
- ② 会場 乙訓福祉施設事務組合(京都府長岡京市井ノ内西ノ口17番地の8)
- ③ 内容
- ア 作文試験(50分)
与えられた課題について文章による表現力、構成力及び思考力をみる試験
- イ 口述試験(面接による)
上記ア作文試験終了後
- ※ 口述試験(面接)については、試験日に、面接方法、時間等(目安として、午後3時頃までの時間で面接を行います。)の詳細をお知らせします。なお、時間等の変更はできませんのでご了承ください。
面接時間によって、昼食等が必要な場合は、近くのコンビニ等をご利用くださいますようお願いいたします。

10. 第2次試験について

- (1) 日時 令和8年2月22日(日)
- (2) 会場 乙訓福祉施設事務組合
- (3) 試験の方法 口述試験(個別面接による)

11. 最終合格発表

令和8年2月下旬頃に文書にて合否を通知します。

12. 採用

採用は最終合格者のうちから行います。

13. 待遇

(1) 初任給（基本給＋地域手当※基本給の8%）

令和8年1月1日現在

大学卒	短大卒	高校卒
250,560円	236,952円	223,236円

* 上記の給料月額については、一定基準以上の職歴等がある方については、その経歴に応じて初任給に加算する場合があります。また人事院勧告等の制度変更に伴い変動する場合があります。

(2) 諸手当

上記(1)に含まれる地域手当のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当（いわゆるボーナス）などの手当を、それぞれの支給条件に基づき支給します。

* 給与については、人事院勧告等の制度変更に伴い変動する場合があります。

(3) 勤務時間

勤務時間：1日7時間45分（午前8時30分から午後5時15分）

正午から午後1時まで休憩

休日：土、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

年末年始（12月29日～翌年の1月3日）

※所属や職種によっては、勤務日時が異なる場合があります。

(4) 福利厚生

京都市市町村職員共済組合及び京都市市町村職員厚生会から、病気、負傷、入院、結婚、出産等に対して給付を受けられるほか、住宅や物品の購入、結婚、入学等に要する資金の貸付制度があります。

14. 感染症に関する注意事項

(1) 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等の感染症拡大防止のため、提出時や受験時にはマスク着用を推奨しております。

(2) 提出予定者が感染症に感染した場合は、代理・郵送による提出にご協力ください。

(3) 受験者が感染症に感染した場合あるいは体調不良の場合、他の受験者や運営スタッフへの感染拡大を防止する観点等から、原則として当日の受験をご遠慮いただきますことについて、ご了承ください。なお、感染症を理由とした再試験等は実施いたしません。

(4) 感染症等の状況によっては、試験の中止や延期等、内容変更することがあります。変更の際には、申し込み者本人へ申込書に記載のEmailへ通知するほか、組合ホームページ (<https://www.otsufuku.com/>) で詳細をお知らせします。

15. 成績情報の提供

採用試験で不合格となった方は、本人の総合得点及び順位を乙訓福祉施設事務組合総務課において閲覧により開示請求をすることができます。

※SPI3のみの総合得点は、利用規約に基づき、結果の開示はできません。

閲覧を希望する方は、乙訓福祉施設事務組合に事前連絡のうえ、本人であることが確認できるもの(運転免許証、旅券、マイナンバーカード等公的身分証明書)を持参の上、乙訓福祉施設事務組合総務課へお越しください。

なお、閲覧できる時間は午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)で、閲覧を請求できる期間は合格発表日から起算して30日以内です。

試験区分	開示できる者	開示内容	開示期間	開示場所時間
すべての試験	不合格者本人	・受験生本人の総合得点及び合格最低点(第2次試験受験者にあつては、第1次試験の総合得点及び合格最低点を含む。)	各試験合格発表日から30日間以内	総務課 (平日の午前9時から正午、午後1時から午後5時)

